

岩見沢市民会館条例施行規則及び岩見沢郷土科学館条例施行規則の 一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

岩見沢市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和6年条例第24号）の施行により、令和7年4月1日に義務教育学校岩見沢市立くりさわ学舎が設置されることに伴い、所要の規定の整備を行う。

第2 改正の内容

(1) 岩見沢市民会館条例施行規則

使用料の減免に係る規定中、小学校及び中学校とともに「義務教育学校」を規定するほか、所要の規定の整備を行う。

(2) 岩見沢郷土科学館条例施行規則

入館料等の減免に係る規定中、小学校及び中学校とともに「義務教育学校」を規定する。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市規則第 7 号

岩見沢市民会館条例施行規則及び岩見沢郷土科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 14 日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市民会館条例施行規則及び岩見沢郷土科学館条例施行規則の一部を改正する規則

(岩見沢市民会館条例施行規則の一部改正)

第1条 岩見沢市民会館条例施行規則（平成15年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「小・中学校、高等学校及び幼稚園」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園等」に改める。

(岩見沢郷土科学館条例施行規則の一部改正)

第2条 岩見沢郷土科学館条例施行規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「小・中学校」を「小学校、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。